

福岡市・熊本市児童相談所の視察について

行財政改革特別委員会資料
平成30年9月19日
子ども未来部子ども育成課

- 視察日時 平成30年7月17日(火)・18日(水)
- 視察者 児童相談所移管担当課長
児童相談所移管担当主査
児童相談係職員2名、人事課職員(計5名)
- 視察項目 (1) 児童相談所・一時保護所の運営体制
(2) 施設内見学

○福岡市および熊本市の概要

	福岡市	熊本市	(参考) 品川区
面積	343.39k m ²	390.32k m ²	22.84k m ²
住民基本台帳人口	1,533,957人	731,339人	390,397人
うち0~18歳人口(割合)	259,537人(17%)	132,317人(18%)	54,104人(14%)
住民基本台帳世帯数	784,320世帯	336,979世帯	218,020世帯
児童人口密度	755.8人/k m ²	339.0人/k m ²	2,368.8人/k m ²

※基準日
平成30年4月1日

福岡市子ども総合相談センター(えがお館)

- 1. 所在地 福岡県福岡市中央区地行浜2-1-28
- 2. 建物概要 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
地下1階地上7階建 建築面積: 2,097.31 m²
延床面積: 12,373.92 m²
- 3. 沿革
昭和47年4月 政令指定都市として児童相談所を設置
平成15年5月 福岡市子ども総合相談センター開設



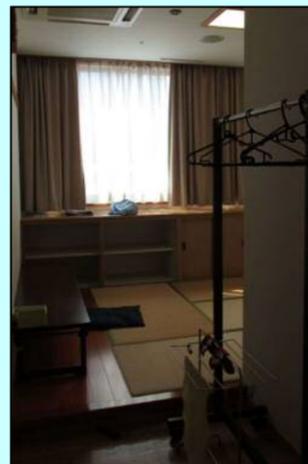
- 4. 特色
 - (1) 常勤弁護士の配置
平成23年度から常勤弁護士を配置。法的問題への対応の迅速化、業務の適正化、職員の法的意識および専門性の向上。
 - (2) 教育相談課(教育委員会)の子ども総合相談センターの組織への位置づけ
同じ執務室に常駐することなどにより、ケースワークにおける教育との連携を推進。
 - (3) 福岡少年サポートセンターの併設
福岡県警察本部少年課が設置。主に非行相談に関する連携を推進。管内の各警察署との連携の窓口業務も担当。
- 5. 一時保護所
一時保護所「まりんるーむ」の定員は30名。集団生活が難しい子どもや高校生などに少人数で個別のケアを行う「ほっとるーむ」(定員10名)を別に設置。



談話室



幼児用プレイルーム



児童居室

熊本市児童相談所(熊本市子どもセンター あいぱる くまもと)

- 1. 所在地 熊本県熊本市中央区大江5-1-50
- 2. 建物概要 鉄骨造地上4階建
建築面積: 1,362.95 m² 延床面積: 4,808.51 m²
- 3. 沿革
平成22年4月 児童相談所設置市として児童相談所を設置
平成24年4月 政令指定都市に移行



- 4. 特色
 - (1) 子どもに関する総合的・専門的な相談支援の拠点としての位置づけ
庁舎内に、児童相談所、障がい者福祉相談所および教育相談室が併設。隣接の子ども発達支援センター、子ども・若者総合相談センター等とも連携。



プレイルーム



心理検査室



相談室(畳)

- (2) 他機関との人的交流
現役の熊本県警察の警察官が職員として勤務。児童相談所設置後も、熊本県との人事交流を継続。
- 5. 一時保護所
定員20名

視察後の考察

- (1) 計画的な人材の確保・育成 両市とも、開設から時を経てもなお、SV(スーパーバイザー)の確保・育成、知識・経験の蓄積が課題となっている。品川区においても、専門職のキャリアパスの確保とジョブローテーションの実施による計画的な人材の確保・育成が必須である。
- (2) 児童相談所と他機関との役割分担 両市とも、児童相談所と各行政区の児童家庭相談担当課との間で、ケースの軽重などにより役割を分担している。品川区においても、児童相談所に業務が集中しないような体制の検討が必須である。